

栃労発基 0821 第 4 号
令和 7 年 8 月 21 日

一般社団法人栃木県浄化槽協会 会長 殿

栃木労働局長



下水道管路等内作業における硫化水素中毒防止対策の徹底について（緊急要請）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

下水道管路等内における硫化水素中毒対策については、平成 14 年 3 月 15 日付け 基安労発第 0315002 号「下水道清掃作業における硫化水素中毒災害の防止について」により周知を依頼しているところですが、令和 7 年 8 月 2 日に埼玉県内の下水道管路点検・清掃作業において、硫化水素中毒が原因と考えられる災害により、4 名が死亡するという重大な災害が発生しました。

現在、原因等の詳しい状況については調査中ですが、過去においても全国的に下水道管路等内作業における硫化水素中毒による災害が発生しています。

当局管内では、下水道管路等内作業中のものではありませんが、硫化水素中毒による労働災害が令和 5 年以降 2 件発生しています。

つきましては、過去の硫化水素中毒災害の発生状況も踏まえ、下水道管路等内作業に際しては、別添「下水道管路等内作業における硫化水素中毒防止対策の留意事項」等に則り、作業者の安全を確保するよう、貴団体の会員への周知及び指導について、特段の御配慮をいただくよう要請します。